

関島社会保険労務士事務所便り

2019 年
10月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 1 2
電話 : 03 - 3609 - 7668
HP : <http://www.srseki.info>



(芙蓉)

「老後2,000万円問題」と退職金制度

◆資産形成への関心高まる

人生 100 年時代を迎え、退職後の収入が公的年金だけでは、老後資金が 2,000 万円不足するという、いわゆる「老後 2,000 万円問題」が大きく取り上げられたことで、自分の老後のお金に関心を持つ若者が増え、証券会社の開催する投資セミナーに多くの人が集まっているようです。

◆5割超が現在の資産や貯蓄に不満足

内閣府が 8 月 30 日に公表した 2019 年度の「国民生活に関する世論調査」結果によれば、現在の資産や貯蓄について「不満」「やや不満」と答えた人の割合は計 54.3%で、前年より 2.1 ポイント増えました。

一方、現在の所得や収入に「不満」「やや不満」は 0.8 ポイント減の計 45.6%で、所得や収入については 3 年連続で「満足派」が「不満派」を上回る結果となっています。

内閣府政府広報室によると、資産や貯蓄に関する不満が高まった理由に、「老後 2,000 万円問題」が影響した可能性はあるということです。

◆中小企業のための退職金制度=中退共

中退共制度は、昭和 34 年に中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(中退共)が運営し、安全・確実で、しかも管理が簡単な退職金制度が手軽に作れるところから、関心が高まっています。

資料請求や申し込みは金融機関の窓口。掛金は従業員 1 人につき月額 5,000 円から 3 万円の間で決め、事業主が中退共と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。

従業員が退職したときは(11ヶ月以上勤務)、その従業員に中退共から退職金が直接支払われます。

従業員は原則として全員加入。但し、期間雇用者や試用期間中、短時間労働者、定年間際の従業員等については加入させなくてもよいことになっています。

国や自治体もその加入や掛金増額に助成金を支給し、援助しています。

老齡基礎年金・老齡厚生年金の繰下げ

◆年金の繰下げ支給とは

- ① 65歳から受給する年金を66歳以降に申し出て受給することを「繰下げ支給」といいます。申出した翌月分から増額された年金を受給することができます。
- ② 増額率は、1か月ごとに0.7%ずつ増えます。最大42%〔70歳〕まで増え、申出した翌月分から支給です。
- ③ 繰下げ支給は老齡基礎年金と老齡厚生年金の両方ともでも、また別々でも繰下げができます。
- ④ 70歳まで繰り下げた場合、単純計算では82歳までもらっていると、繰り下げない人との年金受給総額が同額になります。
- ⑤ 繰下げの途中であっても、繰下げしないで65歳からの割増しのない額を一括してもらうこともできます。

◆繰下げの注意点

- ① 65歳以降も厚生年金に加入し、厚生年金の被保険者である人は、老齡基礎年金は支給されますが、老齡厚生年金は、給与と老齡厚生年金（報酬比例部分）月額との合算額が47万円を超えると超えた分の半額が停止されます。停止額を控除した支給額のみが増額の対象になります。全額停止の人が繰下げをしても年金額は増額になりません。
- ② 老齡基礎年金に加算される振替加算や老齡厚生年金の加給年金は繰下げ待機中には支給されません。また、増額の対象外です。
- ③ そのため、老齡厚生年金に加給年金が支給される人で、在職厚生年金が支給される人は、65歳以降は支給停止がない老

齡基礎年金のみの繰下げ支給を行うことも一つの方法です。

- ④ 繰下げ待機中に他年金（遺族年金等）の権利が発生したときは65歳まで遡って請求するか、他年金の受給権発生時までの繰下げをするかを選択します。
- ⑤ 老齡基礎年金の繰上げ支給（65歳前支給）をした人は、「老齡基礎年金の繰下げ支給」はできません。また、66歳までに障害年金や遺族年金など、他の年金を受給している人も、「繰下げ支給」はできません。
- ⑥ 70歳以降は増額になりません。70歳になったら、支給申請することが必要です。

◆繰下げ支給の手続き

65歳になる前に、日本年金機構から年金請求書（ハガキ形式）が届きます。老齡基礎年金・老齡厚生年金の片方のみを繰り下げ希望の場合は、希望する年金の繰下げ欄に○印をつけて提出し、両年金とも繰下げを希望する場合は、年金請求書を提出しないようにします。最寄りの年金事務所で手続きをします。

受給年齢	支給率	老齡基礎年金の支給額 (満額するとき)
65歳	100.0%	780,100
66歳	108.4%	845,628
67歳	116.8%	911,157
68歳	125.2%	976,685
69歳	133.6%	1,042,213
70歳	142.0%	1,107,742

高齢者の労働災害が増加

◆労災発生件数の4分の1は高齢者

定年延長や、人手不足を背景として、働く高齢者が増えています。現在では、65歳以上の労働者は、労働力人口の12.8%を占めています。

このような状況にあって、働く高齢者の労働災害が問題となってきました。厚生労働省「労働災害発生状況」によれば、2018年に労災に遭った60歳以上の労働者は、前年比10.7%増の3万3,246人で、労災全体の4分の1を占めています。

◆労災を防ぐためのカギは「転倒防止対策」

60歳以上の労働災害の中でも目立つのは転倒事故で、37.8%を占めます(全世代では転倒による労災事故は25%)。転倒防止対策が、高齢者の労働災害減少のカギとなるといえます。

転倒は、段差でつまずいたり、バランスを崩してしまったりすることにより起こります。特に高齢者の場合、下肢の筋肉の衰えが影響して、転倒しやすくなるものと考えられています。

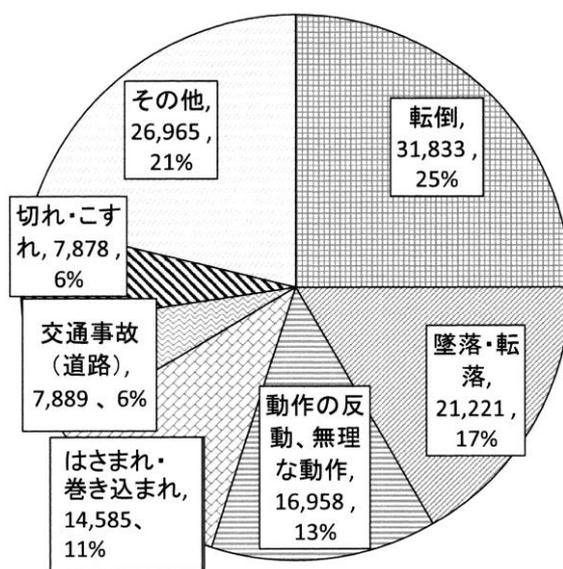
また、年齢を重ねるとともに、視力や握力、バランス保持能力といった身体機能は低下しますが、こうした身体機能・認知機能の低下に気がつかず、自分では「できる」と過信して無理

な動作をしてしまうことも、転倒の原因となります。

職場内の段差を極力なくす、通路を整頓して通行しやすくするといった対策を講じるとともに、実際の身体機能と本人の認識のズレを正すためのチェックを受けてもらうことも効果的といえるでしょう。

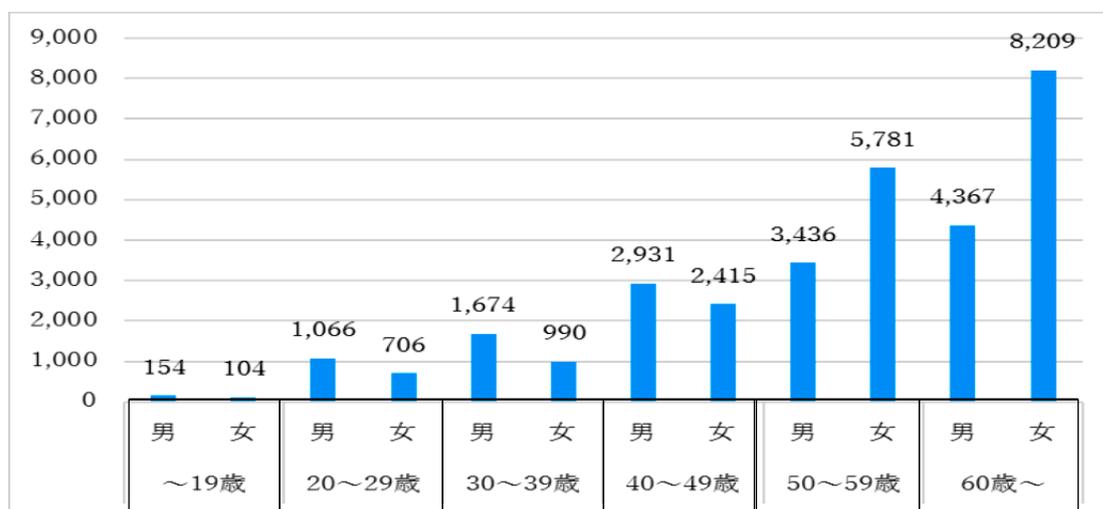
平成30年度 労働災害発生状況
(休業4日以上)

127,329人、前年同期比+5.7%



出典：労働者死傷病報告

転倒災害被災者の性別・年齢別比較



厚生労働省「平成30年労働災害発生状況」より

● 1万1,766事業所に時間外労働の是正勧告

厚生労働省の発表によると、2018年度の労働基準監督署による立入調査は2万9,097事業所に対して行われ、うち約4割（1万1,766事業所）で時間外労働に関する法違反が見つかり、是正勧告が行われたことがわかった。月80時間の過労死ラインを超えたものが7,857事業所、月100時間超が5,210事業所、月200時間超が219事業所などとなっている。業種別では、製造業（2,895事業所）、運輸交通業（2,695事業所）などが多い。（9月25日）

● 70歳雇用 関連法案は来年通常国会に提出

20日、政府の「全世代型社会保障検討会議」の初会合が開かれた。70歳までの就業機会の確保、年金受給開始年齢の70歳超への選択肢拡大、介護保険サービスの自己負担の引上げについては、年内にまとめる中間報告をふまえ、来年の通常国会に関連法案を提出する方針。在職高齢年金制度の見直し、短時間労働者の厚生年金加入対象者の拡大なども議論される見通し。来夏の最終報告をふまえた医療改革関連法案は、2021年の通常国会に提出の方向。（9月21日）

● 厚生年金のパート加入、要件引下げの提言

厚生労働省は、有識者懇談会でパートや短時間労働者への厚生年金の適用を拡大するため、現在「従業員501人以上」の企業規模要件を撤廃すべきとの方向性を示した。今後は、中小企業などの負担を軽減するための支援が課題となる。社会保障審議会年金部会でさらに議論し、2020年に関連法の国会提出を目指す。（9月21日）

● パワハラ指針、骨子案を提示

厚生労働省の労働政策審議会（分科会）で、職場でのパワーハラスメント防止のため企業

に求める措置の指針（パワハラ指針）の骨子案が示された。骨子案では、企業が「講ずべき措置」として、相談者のプライバシー保護などが盛り込まれた。また、「行うことが望ましい措置」として、就活生やフリーランスへの配慮などが議論された。パワハラ指針は、年末にまとめられる見込み。（9月19日）

● 高齢者就業者 862万人、過去最多

総務省統計局が「統計からみた我が国の高齢者―「敬老の日」にちなんで―」を公表した。2018年の65歳以上の高齢就業者数は862万人と、過去最多となった。高齢就業者数の増加は15年連続。（9月16日）

● 「ひげを理由に低評価」 二審も違法

ひげをそらなかったことを理由に不当に低い人事評価を受けたとして、大阪市営地下鉄（現・大阪メトロ）の運転士2人が、市に慰謝料など計約450万円の賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁は、市に計44万円の支払いを命じた1審・大阪地裁判決を支持し、市側の控訴を棄却した。ひげを禁止する市の身だしなみ基準に一応の必要性・合理性は認めたものの、ひげを理由に減点評価したのは「裁量権の逸脱で違法」と判断した。（9月6日）

● 外国人技能実習生報酬 口座振込み義務化

政府が、外国人技能実習生への報酬の口座振込みを企業に義務付けることがわかった。外国人技能実習生の失踪者が賃金の不払いによって増加していることから、報酬が正当に支払われているかをチェックできる体制を整える。また、実習先の企業への立入り検査を頻繁に実施し、不正防止を強化するとしている。法務省は10月にも省令の改正を検討している。（8月31日）